２　［略］

３　確認大学等の設置者は、毎年六月末日までに、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、第一項の規定により提出した確認申請書に記載した事項についての直近の情報及び次の各号に掲げる事項を記載した確認申請書（次項、第七条第二項及び附則第三条第二項において「更新確認申請書」という。）を提出するものとする。

一　［略］

二　前年度に第十五条第一項の規定により法第四条第一項の認定（以下「減免認定」という。）又は法第六条第一項の認定（以下「減免変更認定」という。）の取消しを受けた者及び機構省令第二十三条の十第一項の規定により給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

三　［略］

四　前年度に第十八条第一項第四号の規定により減免認定又は減免変更認定の効力の停止を受けた者及び機構省令第二十三条の十二第一項第四号の規定により給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

４　第一項若しくは第二項の規定による確認申請書の提出又は第三項の規定による更新確認申請書の提出は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいう。第十一条第五項及び第十三条第六項において同じ。）により行うものとする。

（聴聞決定予定日の通知）

第五条の二　施行令第一条第一項第三号の規定による通知をするときは、法第十一条第二項の規定による検査が行われた日から十日以内に、当該検査が行われた日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

２　［同上］

３　確認大学等の設置者は、毎年六月末日までに、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、第一項の規定により提出した確認申請書に記載した事項についての直近の情報及び次の各号に掲げる事項を記載した確認申請書（第七条第二項及び附則第三条第二項において「更新確認申請書」という。）を提出するものとする。

一　［同上］

二　前年度に第十五条第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び機構省令第二十三条の十第一項の規定により給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

三　［同上］

四　前年度に第十八条第一項第四号の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び機構省令第二十三条の十二第一項第四号の規定により給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

［項を加える。］

（聴聞決定予定日の通知）

第五条の二　大学等における修学の支援に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第一条第一項第三号の規定による通知をするときは、法第十三条第二項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（確認の公表）

第六条　法第三条第三項の規定により文部科学大臣等が公表する事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（確認要件を満たさなくなった場合等の届出）

第八条　確認大学等の設置者は、法第七条第一項第一号又は第三号に該当することとなったときは遅滞なく、同項第二号に該当することとなったときは当該確認大学等に係る確認を辞退する一年前までに、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

２　法第七条第一項第三号の文部科学省令で定める事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（減免認定又は減免変更認定のための選考）

第九条　減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等の申請に基づき、その在学する確認大学等の設置者がそれぞれ次条第一項又は第六項に規定する選考により行うものとする。

［項を削る。］

（確認の公表）

第六条　法第七条第三項の規定により文部科学大臣等が公表する事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（確認要件を満たさなくなった場合等の届出）

第八条　確認大学等の設置者は、法第九条第一項第一号又は第三号に該当することとなったときは遅滞なく、同項第二号に該当することとなったときは当該確認大学等に係る確認を辞退する一年前までに、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

２　法第九条第一項第三号の文部科学省令で定める事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（授業料等減免対象者の認定のための選考）

第九条　法第八条第一項の規定による認定（以下「授業料等減免対象者としての認定」という。）は、授業料等減免を受けようとする学生等の申請に基づき、その在学する確認大学等の設置者が次条第一項に規定する選考により行うものとする。

２　前項の場合において、授業料等減免を受けようとする学生等が独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項の規定により独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から学資支給金の支給対象者として認定を受けた者であるときは、当該学生等は、